

令和4年度聖籠町の監査基本計画

聖籠町の監査委員は、監査内容の統一と円滑な監査を進めるため、聖籠町監査基準に基づき監査計画を策定し、より効率的かつ効果的な監査を実施します。

今年度の監査基本計画に基づいた予定をお知らせします。

1 財務監査(7月下旬予定)

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

2 行政監査等(1月中旬予定)

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

3 財政援助団体等監査(11月上旬予定)

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査します。

4 決算審査(7月中旬～8月中旬予定)

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。

5 例月出納検査(現金出納検査:毎月)

会計管理者等が所管する現金の出納について、毎月日を定めて帳票等の計数を確認・照合するとともに、保管・運用の適切性について検査を実施します。

6 基金運用審査(7月中旬～8月中旬予定)

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査します。

7 健全化判断比率等審査(7月中旬～8月中旬予定)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査

8 その他の監査

住民監査請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、町長の要求に基づく監査などは、請求や要求に基づき行います。

令和4年4月18日

聖籠町代表監査委員 二 宮 秀 男

聖籠町監査委員 田 中 智 之